

「特別養護老人ホームの入所状況に関する調査」の結果について

今般、福祉医療機構では、特別養護老人ホームにおける入所者や待機者の状況などについて調査を実施した。

入所状況をみると、ここ1年間で利用率が低下したとする施設は約2割であった。低下した理由として他施設との競合の激化を挙げた施設が約3割あり、他の社会福祉施設・事業所やサービス付き高齢者住宅などの増加により、競合が激しくなっていることが確認できた。入所経路は本人または家族が自ら申し込むケースがもっとも多く約8割であった。

待機状況をみると、1施設当たりの平均待機者は117.3人、定員1名当たりの待機者は1.75人であったが、ここ1年間で待機者が減少したとする施設は約半数を占めた。都道府県別にみても、ほとんどの都道府県で待機者が減少したとする施設が多くなっており、全国的に減少傾向にあることが確認できた。

待機者が減少した理由としては、他施設との競合の激化、要介護2以下が入所要件から外れたことを挙げる施設が多く、全体の約8割を占めた。入所申込みには何らかの取組みを必要とする施設が約半分を占めており、今後、新規入所者の受入れ、利用率維持のための取組みはますます重要になると考えられる。入所者受入れのための取組みでは、地域との関係づくりやPRを目的とし、ホームページで法人・施設の概要やケアの内容等の基本情報を公開している施設が多くみられた。

待機者の減少により入所者の受入れに苦戦する一方、医療的ケアや認知症への対応が困難であることを理由に、入所を打診できないでいる施設が約4割あった。受入れ体制を強化するための取組みとしては、研修等を通じた職員のスキルアップや申込者のこまめな状況把握をあげた施設が多く、今後、特別養護老人ホームに求められる役割を踏まえると、こうした取組みはさらに重要となるだろう。

待機者が減少傾向にあり、医療的ケアや看取りへのニーズ、認知症への対応強化が求められていく特別養護老人ホームにおいては、入所者受入れのための取組みや受入れ体制の強化により利用率を維持し、経営基盤を盤石なものにしていくことが肝要である。

はじめに

福祉医療機構（以下「機構」という。）では、特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）における待機者の状況や入所者受入れのための取組みなどについて機構の融資先を対象に調査を実施した。

本レポートでは調査結果をもとに、特養における地域別の入所者数や待機者の変動状況、入所者の受入れ体制や空床防止のための取組みに

ついて確認し、特養の入所者受入れ状況について概観する。

なお、本調査の詳細な結果については、別途「平成29年度特別養護老人ホームの入所状況に関する調査」として取りまとめ、機構ホームページにて公表しているため、そちらも参照されたい。

1 調査の概要

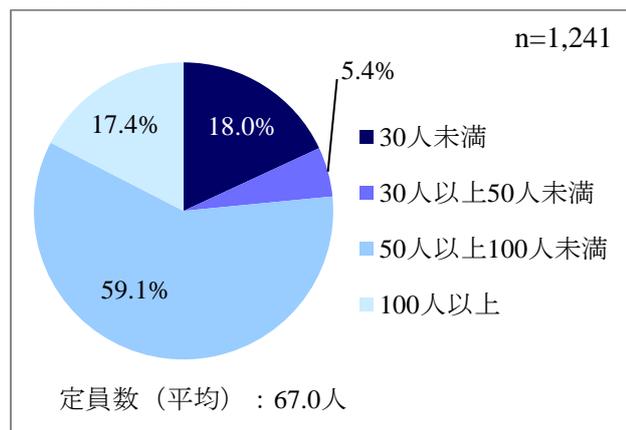
対 象	特別養護老人ホーム 3,533 施設
回 答 数	1,250
有効回答数	1,241
有効回答率	35.1%
実施期間	平成 29 年 10 月 16 日 (月) ~ 平成 29 年 11 月 8 日 (水)
方 法	Web アンケート

2 回答施設の属性

回答施設の定員規模は「50 人以上 100 人未満」の施設が 59.1%と最も多く、次いで「30 人未満」の施設が 18.0%、平均定員数は 67.0 人であった（図表 1）。

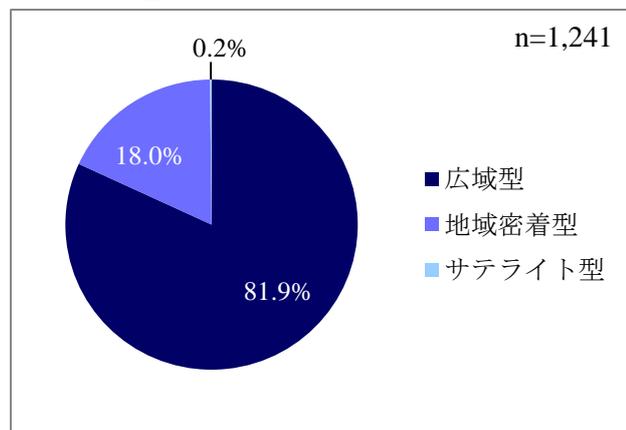
施設のタイプは広域型が 81.9%、地域密着型が 18.0%であった。（図表 2）。

（図表 1）定員規模



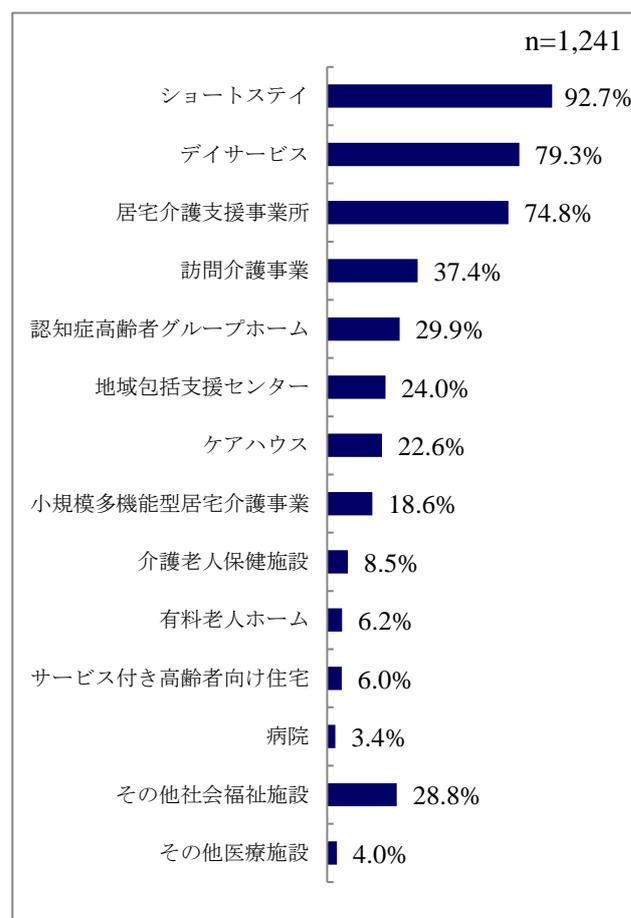
注) 数値は四捨五入しているため、合計・内訳が一致しない場合がある（以下、記載がない場合は同じ）
資料出所：福祉医療機構（以下、記載がない場合は同じ）

（図表 2）施設のタイプ



また、社会福祉法人が特養以外に実施している施設・事業としては、ショートステイが 92.7%と最も多く、次いでデイサービスが 79.3%、居宅介護支援事業所が 74.8%となっていた（図表 3）。

（図表 3）社会福祉法人が特養以外で実施している施設・事業（複数回答）



3 施設の入所・待機状況

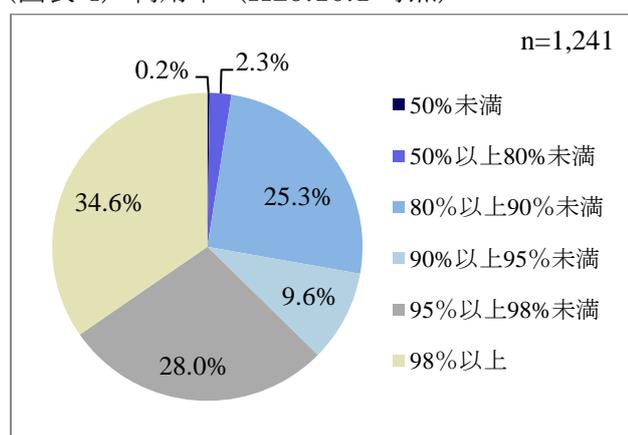
3.1 入所状況

【過去 1 年間で利用率が低下したとする特養は 21.0%。入所者や介護職員確保において競合が激しくなっている状況がうかがえる】

施設の入所状況では、利用率が 98%以上の施設が 34.6%と最も多く、利用率 95%以上の施設が約 6 割を占めた（図表 4）。

一方で、利用率が90%を切っている施設も27.8%あり、入所者の受入れに苦戦している施設も存在していた（平成28年度の特養の平均利用率は約95%¹）。

（図表4）利用率（H29.10.1時点）



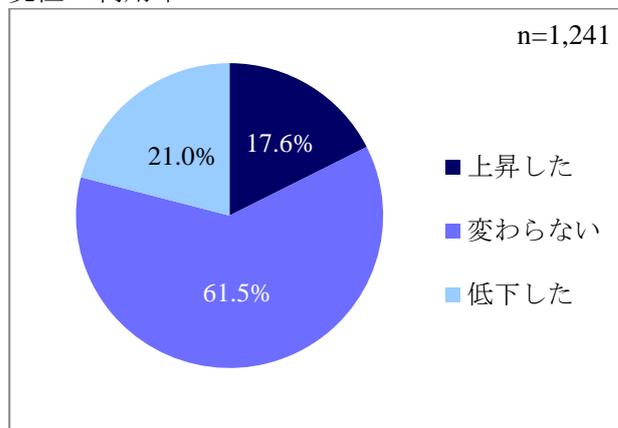
また、ここ1年間で利用率が上昇したとする施設は17.6%であった（図表5）。

上昇した理由としては「受入れ体制を強化し、待機者が入所につながったため」との回答が41.7%を占め、利用率を上昇させるため、受入れ体制の強化に努めている施設が一定数ある状況がうかがえた（図表6）。

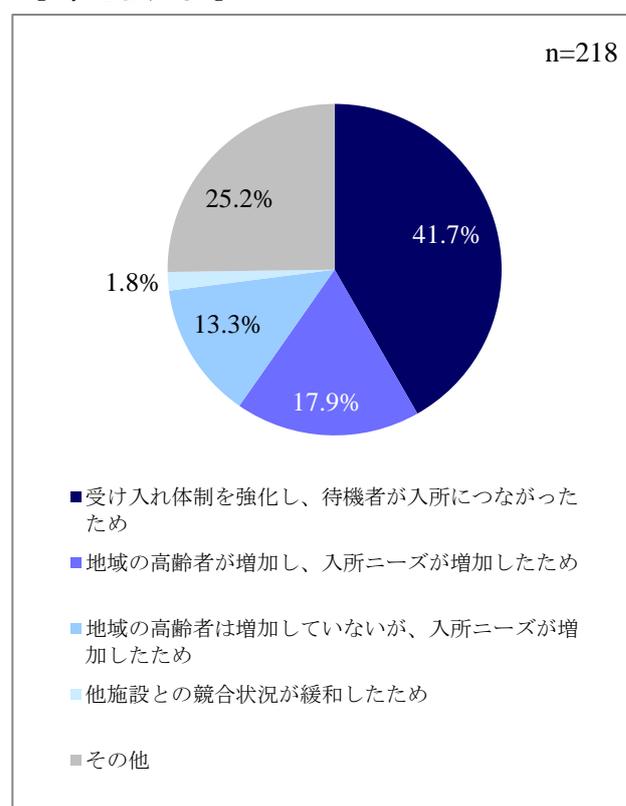
一方で、利用率が低下したとする施設は21.0%となっており、上昇したとする施設を若干上回っていた。低下した理由としては「他施設との競合が激化したため」との回答が28.8%、「受入れ体制が整わず、待機者の入所につながらなかったため」が17.3%となっており、社会福祉施設・事業所やサービス付き高齢者向け住宅などの増加により、入所者のみならず介護職員の確保においても競合が激しくなっていることが推察された（図表7）。

また、「要介護2以下が入所要件から外れたため」との回答も18.1%を占めており、要介護3以上の入所申込者が少なくなっている地域も存在することが示唆された。

（図表5）1年前（H28.10.1）と比較した現在の利用率

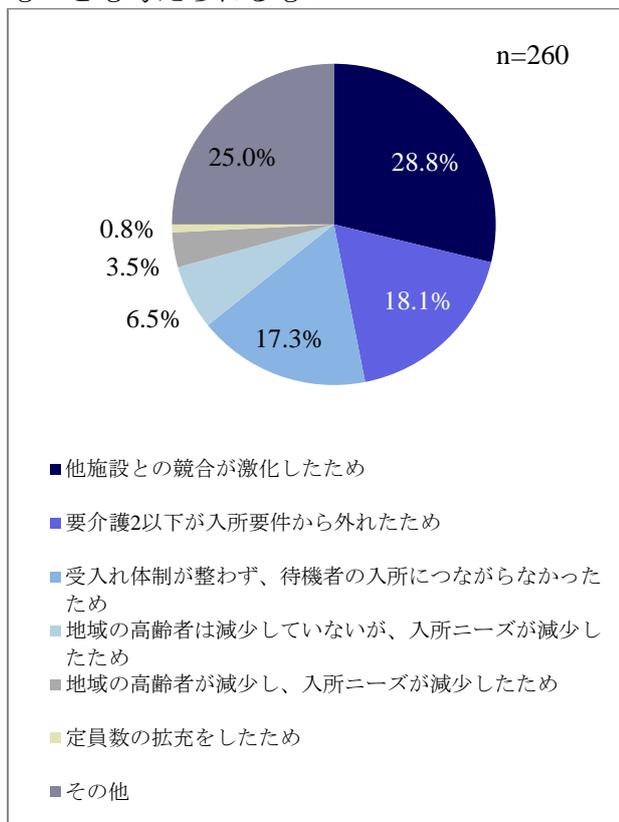


（図表6）利用率が上昇した理由としてもっとも考えられるもの



¹ 2018年1月31日「平成28年度 特別養護老人ホームの経営状況について」（URL: <http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/gyoumu/keiei/pdf/2017/rr17013.pdf>）

(図表 7) 利用率が低下した理由として
もっとも考えられるもの

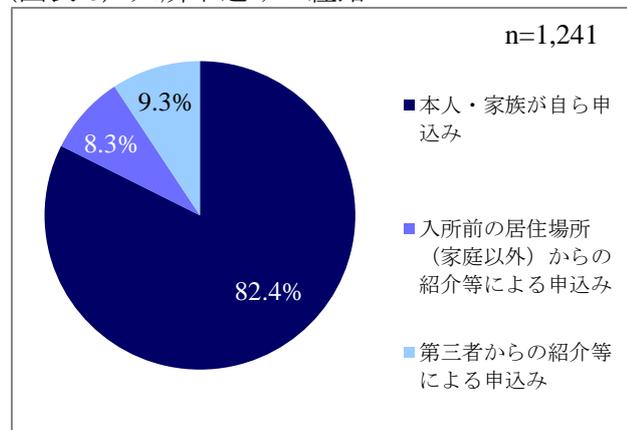


3.2 入所経路

【入所申込みの経路は、「本人・家族が自ら申込み」が82.4%ともっとも多く、申込みの理由は地域性に係るものが太宗を占める】

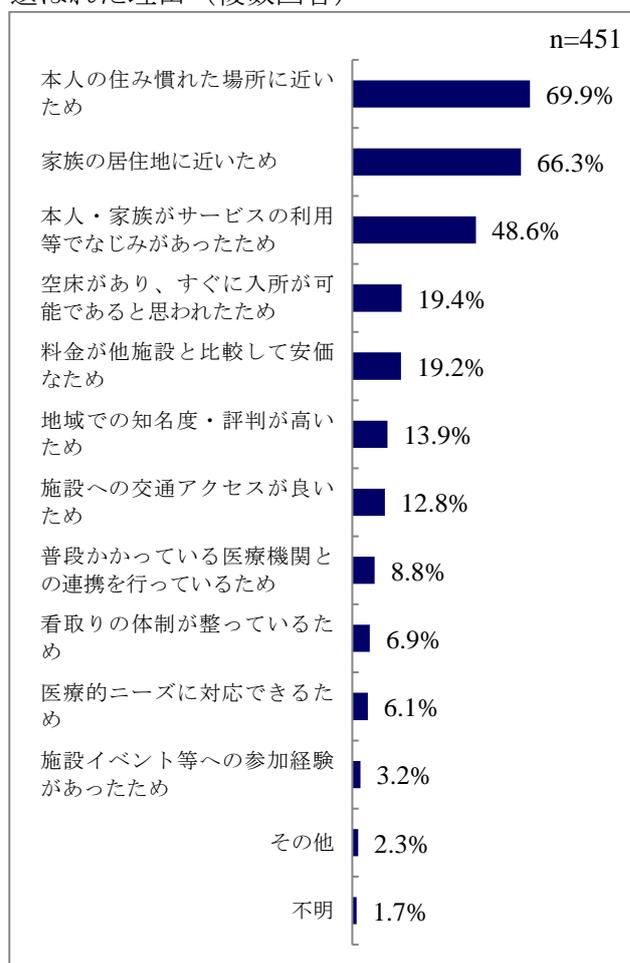
入所を申し込む経路としては「本人・家族が自ら申込み」がもっとも多く82.4%であった(図表 8)。

(図表 8) 入所申込みの経路



本人・家族が当該特養に申込みをした理由としては「本人の住み慣れた場所に近いため」が69.9%、「家族の居住地に近いため」が66.3%、「本人・家族がサービス(併設のショートステイやデイサービス等)の利用等でなじみがあったため」が48.6%であり、地域性を理由とするものがほとんどであった(図表 9)。

(図表 9) 本人・家族から申込み先として
選ばれた理由(複数回答)



なお、新規入所者の入所前の居住場所について確認すると、「家庭」が92.2%ともっとも多く、次いで「病院」が78.2%、「介護老人保健施設」が75.4%となっていた(図表 10)。新規入所者の受入れをスムーズに行うためには、医療機関等との連携強化も必要であるといえる。

(図表 10) 新規入所者の入所前の居住場所
(複数回答 (上位 3 つ))

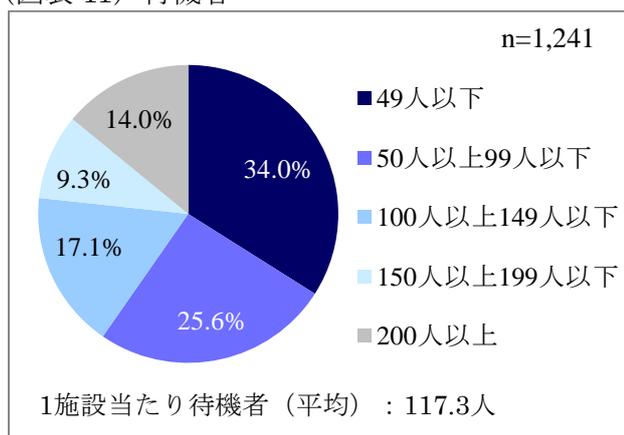


3.3 待機者の状況

【1施設当たりの平均待機者は117.3人。1年前と比較して待機者が減少した施設は全体の48.8%】

特養の1施設当たり待機者の数は、「49人以下」が34.0%、次いで「50人以上99人以下」が25.6%となっていた(図表11)。

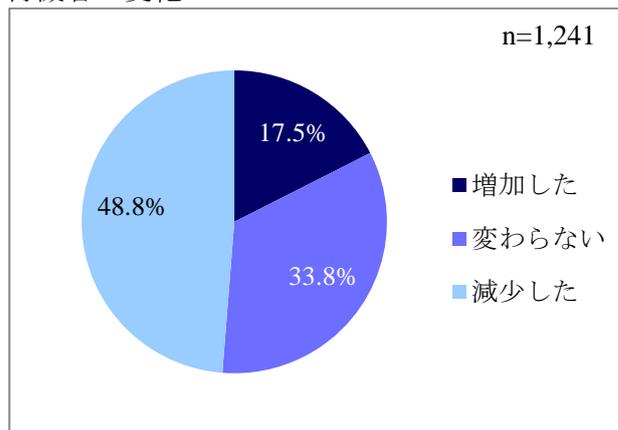
(図表 11) 待機者



1施設当たりの平均待機者は117.3人、定員1名当たりの待機者は1.75人となっており、入所申込みをしているにもかかわらず特養に入所することができない高齢者はまだ多くいる状

況がうかがえた。一方で、待機者が減少したとする施設は48.8%と約半分を占めており、待機者は減少傾向にあることがわかる(図表12)。

(図表 12) 1年前 (H28.10.1時点) と比較した待機者の変化



なお、待機者の状況を都道府県別に整理したのが図表13と図表14である。

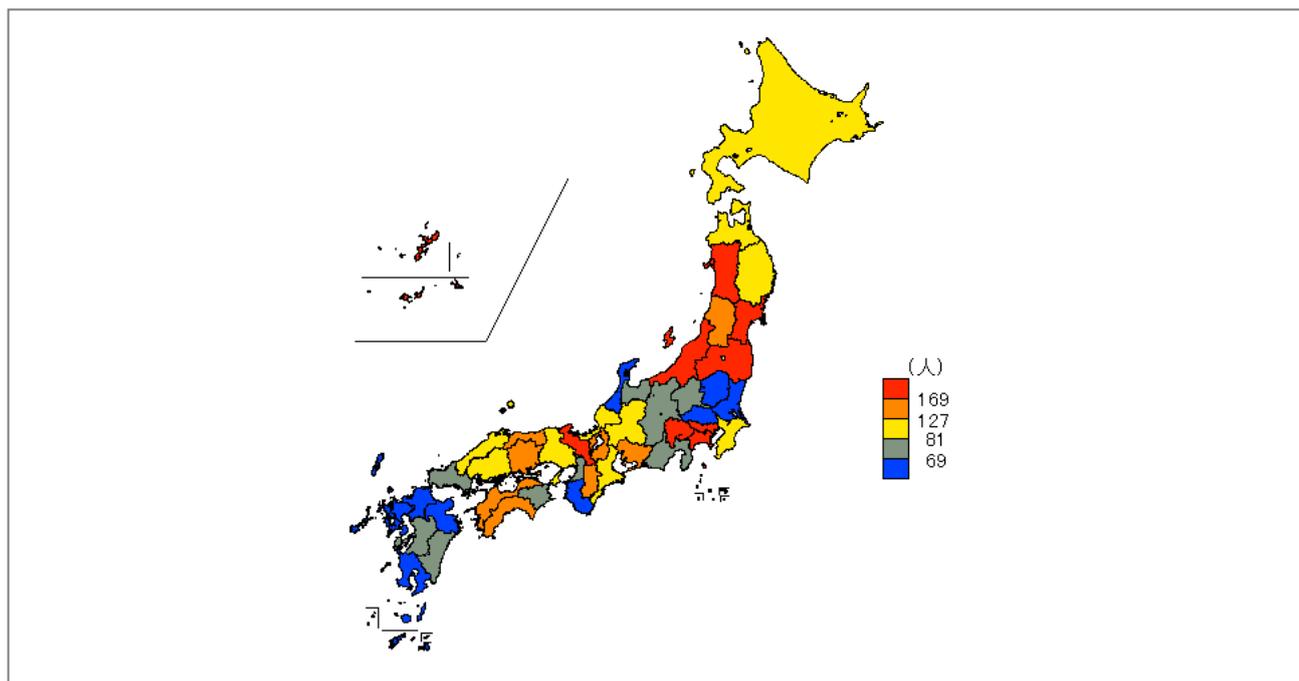
図表13は各都道府県における1施設当たりの平均待機者を算出し、5分位で色分けしたものである。

赤の地域は1施設当たりの待機者が169人を超えており、待機者が比較的多い都道府県である。一方で、青の地域は待機者が70人未満であり待機者が比較的少ない都道府県である。おもに北部を中心とする関東、中部地方の一部、九州地方などにおいて待機者が少なくなっている。これらの都道府県の多くでは、他の都道府県と比較し高齢者人口が著しく増加しないことから²、今後、とくに入所者の新規受入れが厳しくなることが予想される。

なお、待機者についてであるが、通常、入所申し込みは複数の施設に同時に行うことが多いため待機者の実数よりは大きい数値となっていることに留意されたい。

2 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

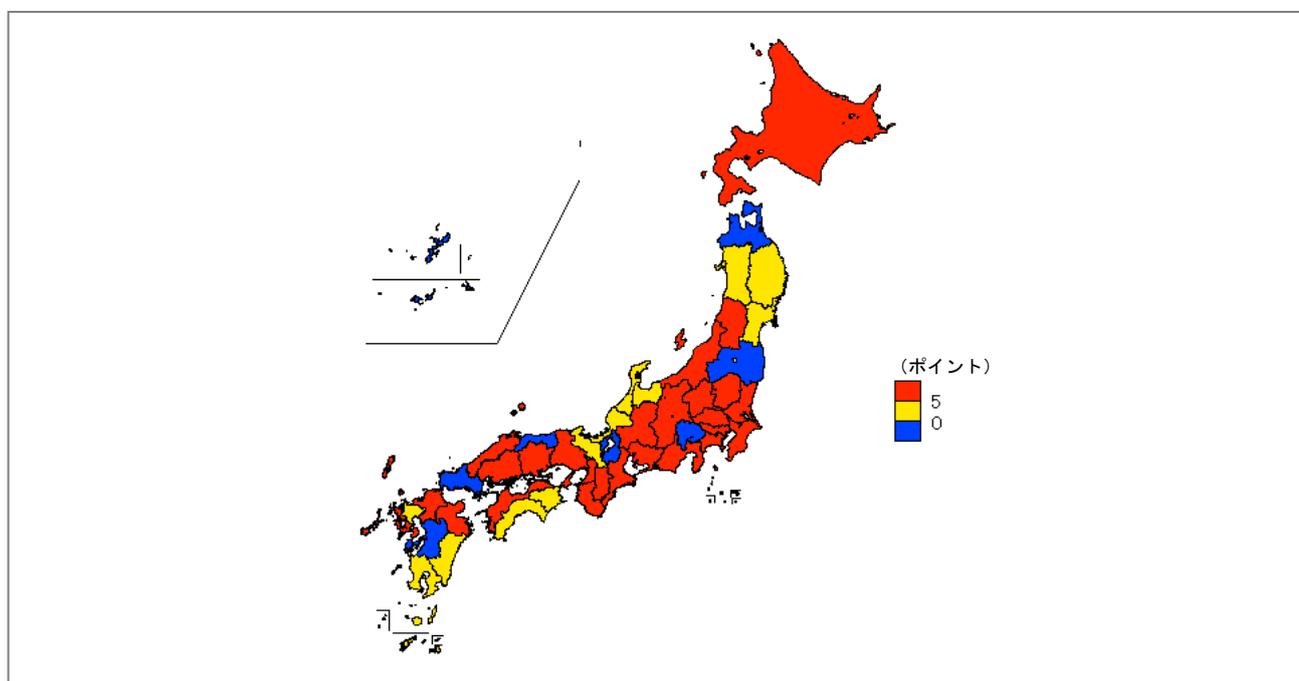
(図表 13) 1施設当たりの平均待機者の状況 (都道府県別)



注) 色分けの定義

青：70人未満 灰：70人以上82人未満 黄：82人以上128人未満 橙：128人以上170人未満 赤：170人以上

(図表 14) 待機者の増減の状況 (都道府県別)



注) 色分けの定義

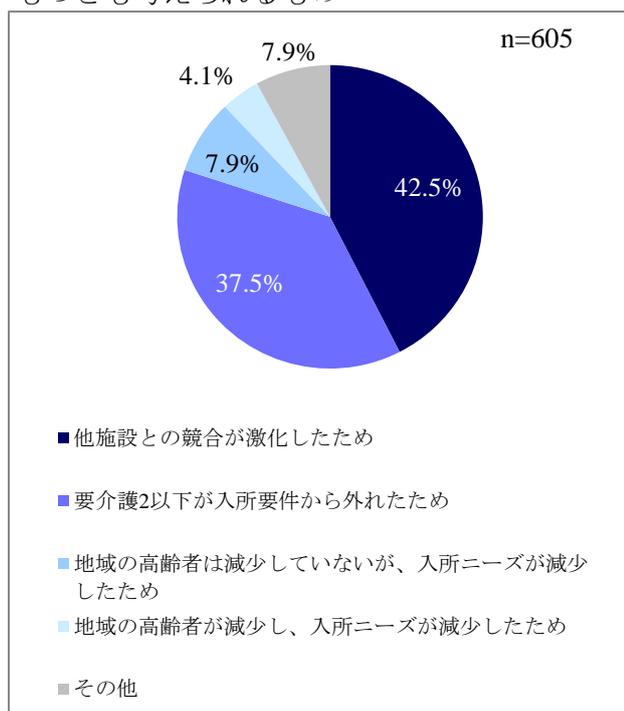
青：0未満 黄：0以上5未満 赤：5以上

図表 14 は、都道府県別に待機者が「減少した」と回答した施設数から待機者が「増加した」と回答した施設数を引いた数値でもって、3 区分に色分けしたものである。赤と黄の地域は、待機者が「減少した」と回答した施設の方が多くもしくは同等、青の地域は待機者が「増加した」と回答した施設の方が多くことを表している。待機者が減少しているとした地域がほとんどであり、減少傾向は都道府県単位では全国的にみられることがわかる。

待機者が減少した理由としては、前述の利用率が低下した理由と同様に、「他施設との競合が激化したため」が 42.5% ともっとも多く、次いで「要介護 2 以下が入所要件から外れたため」が 37.5% となっていた（図表 15）。

なお、図表 13 で 1 施設当たりの平均待機者が比較的少ない地域（青エリア）の待機者数の増減をみると、待機者が減少傾向（赤・黄エリア）にあり、これらの地域においてはさらに厳しい状況にあるといえる。

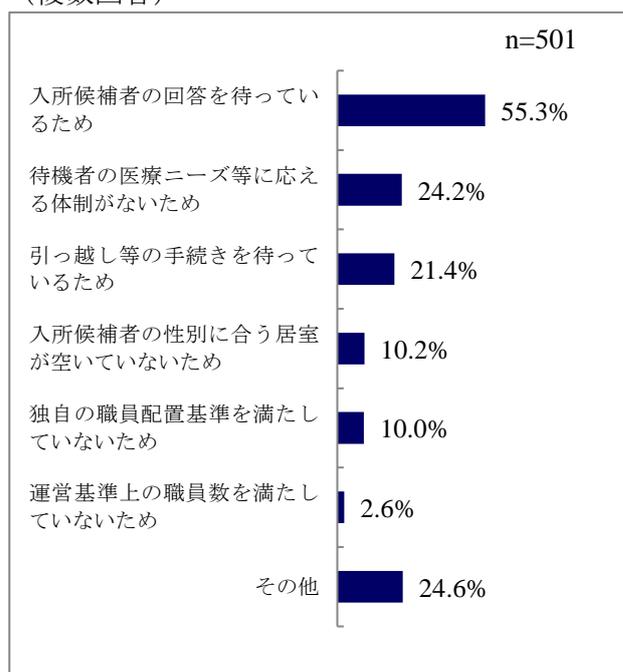
（図表 15）待機者が減少した理由としてもっとも考えられるもの



なお、定員割れとなっている施設に対し、新たな入所者を受け入れられない理由を確認したところ、「入所候補者の回答を待っているため」が 55.3% ともっとも多く、次いで「待機者の医療ニーズ等に応える体制がないため」が 24.2%、「引っ越し等の手続きを待っているため」が 21.4% となっていた（図表 16）。

以上のことから、利用率の維持・上昇のためには、入所ニーズに速やかに応える仕組みづくりが重要であることがわかる。入所者受入れのための取組み状況については次章以降でみていくこととしたい。

（図表 16）待機者の受入れができない理由（複数回答）



4 入所者受入れのための取組み

4.1 取組みの状況

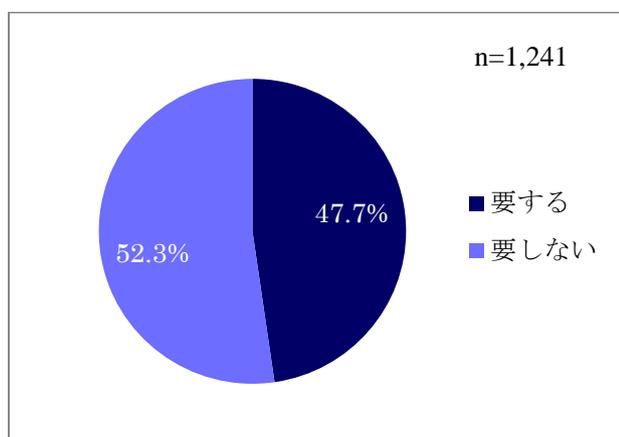
【入所申込みのための取組みを行う必要がある施設は約半数】

これまでみてきたとおり、日本全体でみると、待機者はまだ存在するものの、その数は減少傾向にあるといえる。今回の調査でも、何らかの取組みをしないと入所申込みがないと回答した施設は 47.7% と約半分を占めており（図

表 17)、今後、新規入所者の受入れのための努力はますます重要となることが予想される。

新規入所者の受入れにつなげるためには、①入所を検討している高齢者に施設のことを知ってもらい、入所申込みをしてもらうこと、②空床が発生した際にスムーズに入所につなげることの2つがおもに求められる。それぞれのフェーズ毎に取組みの状況をみていくこととした。

(図表 17) 入所申込みに特段の取組みを要するか



4.2 広報・地域との関係づくりの状況

【約9割がホームページで基本情報を公開。施設イベントの開催や地域イベントへの参加など地域に対する発信力を強化】

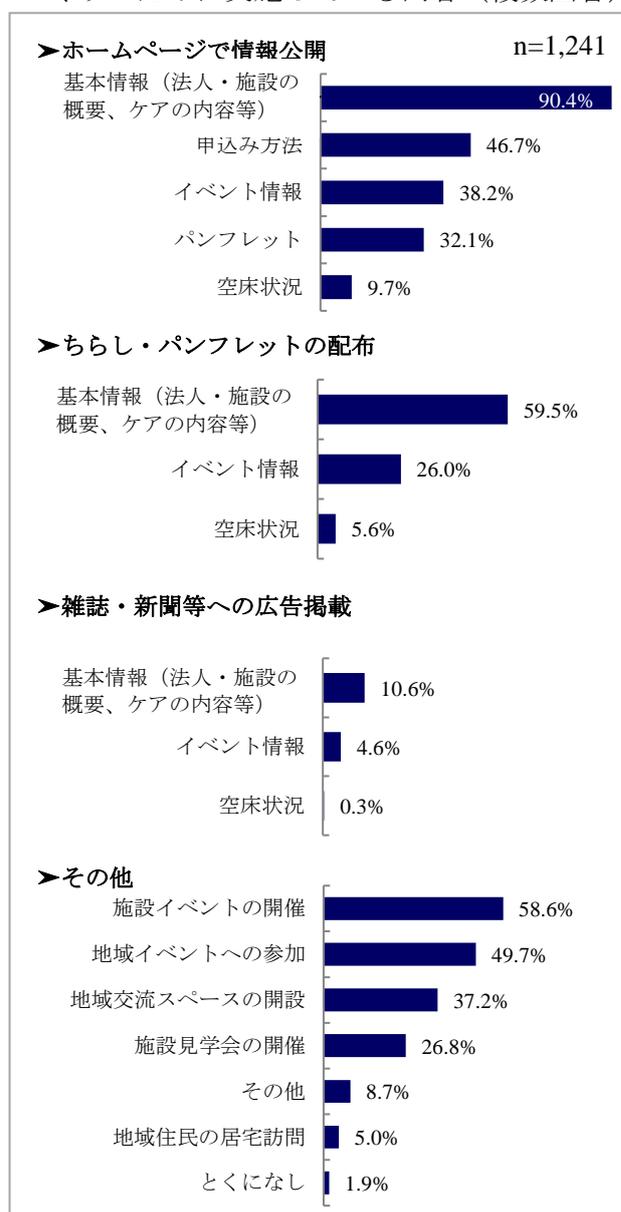
施設、法人として地域との関係づくりやPRのために実施している事項について確認すると、ホームページで法人・施設の概要やケアの内容等の基本情報を公開している施設は90.4%と、多くの特養で実施していたが、ホームページに施設への申し込み方法を掲載している施設は46.7%と約半分であった(図表18)。また、基本情報を掲載したチラシ・パンフレットの配布は59.5%が実施していた。

一方で、平成29年4月1日に施行された社会福祉法等の改正により「地域における公益的な取組み」が義務化されたことなどを受けて

か、施設イベントの開催は58.6%と過半数の施設が実施しており、「地域イベント」への参加は49.7%、「地域交流スペースの開設」は37.2%となっていた。

前述の図表9のとおり、入所者が特養に申し込んだ理由が地域性によるものが太宗を占めていたことを踏まえると、地域に根差した取組みを行っている特養が多いとの調査結果が出たことは当然の帰結であり、今後も重視すべき取組みであると考えられる。

(図表 18) 施設・法人のPR、地域との関係づくりのために実施している内容(複数回答)

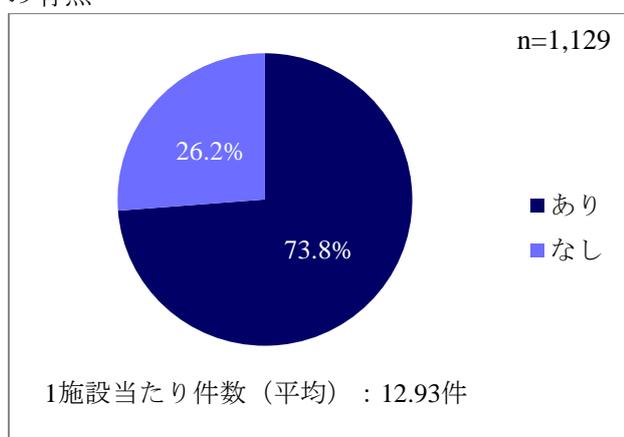


4.3 待機者の受入れ状況

【入所の打診が入所につながらなかった施設は約 7 割。受入れ体制を理由に入所を打診できなかった施設は全体の約 4 割】

待機者の受入れ状況について確認すると、入所を打診したが入所につながらなかったケースは 73.8%の施設であった（図表 19）。

（図表 19）過去 1 年間において、待機者に入所を打診したが入所につながらなかったケースの有無

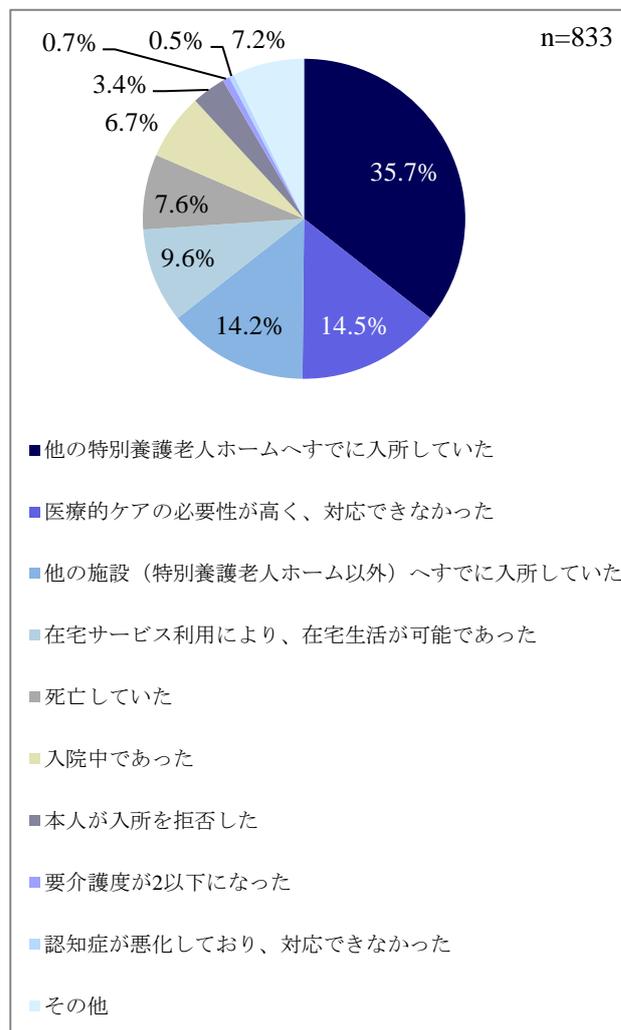


その理由としては、「他の特別養護老人ホームにすでに入所していた」が 35.7%と最も多く、「他の施設（特別養護老人ホーム以外）へすでに入所していた」も 14.2%となっており、過半数がすでに他施設への入所していたことによるものであった（図表 20）。

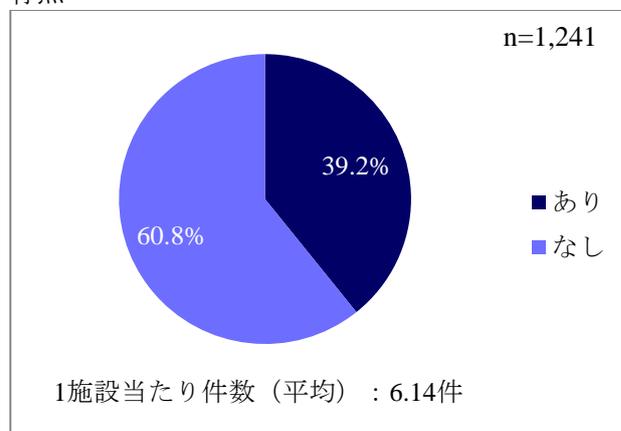
多くの希望者に特養を利用してもらうためには、待機者リストの精査を定期的に行うことで、打診から入所までのタイムラグをなくし、空床期間をなるべく短くしていくことが求められる。

また、待機者リストで入所順位が高かったものの、施設の受入れ体制を理由に入所を打診できなかったケースは、39.2%の施設であり、1施設当たりの平均件数は 6.14 件であった（図表 21）。

（図表 20）入所を打診したが入所につながらなかった理由でもっとも多いもの



（図表 21）過去 1 年間において、施設の受け入れ体制により入所を打診しなかったケースの有無

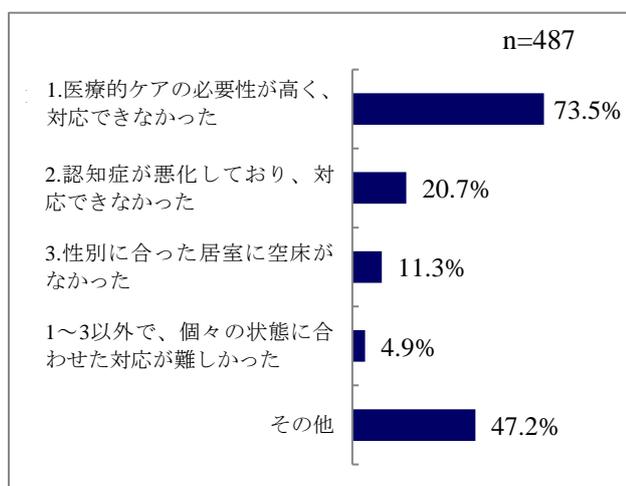


その理由としては、「医療的ケアの必要性が高く、対応できなかった」が73.5%ともっとも高い割合を占めていた（図表22）。また、「認知症が悪化しており、対応できなかった」との回答も20.7%あった。

平成30年度介護報酬改定でも、配置医師緊急時対応加算など医療ニーズへの対応に係る加算が新設されたことや、看取り介護加算がより手厚く評価されたことなどを踏まえると、特養における医療的ケアの提供体制はより強化する必要があると思われる。

将来のさらなる待機者減少に対応していくためにも、様々なニーズをもつ高齢者を積極的に受入れていくことも一層求められることとなるだろう。

（図表22）施設の受入れ体制により入所を打診しなかった理由（複数回答）

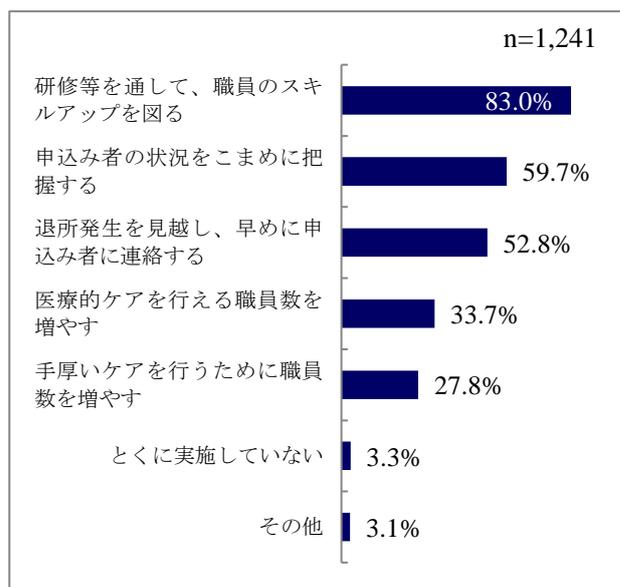


なお、実際に施設の受入れ体制強化のために取り組んでいることとしては、「研修等を通して、職員のスキルアップを図る」が83.0%ともっとも多く、次いで「申込み者の状況をこまめに把握する」が59.7%、「退所発生を見越し、早めに申込み者に連絡する」が52.8%となっており、すでに受入れ体制の強化への取り組みを積極的に行っている施設が多くあることがわかつ

た（図表23）。

また、「医療的ケアを行える職員数を増やす」が33.7%、「手厚いケアを行うために職員数を増やす」が27.8%となっており、職員数増加による体制強化を検討している特養も一定数存在した。

（図表23）入所ニーズに応えるため、施設で行っている体制強化（複数回答）



5 空床防止のための取組み

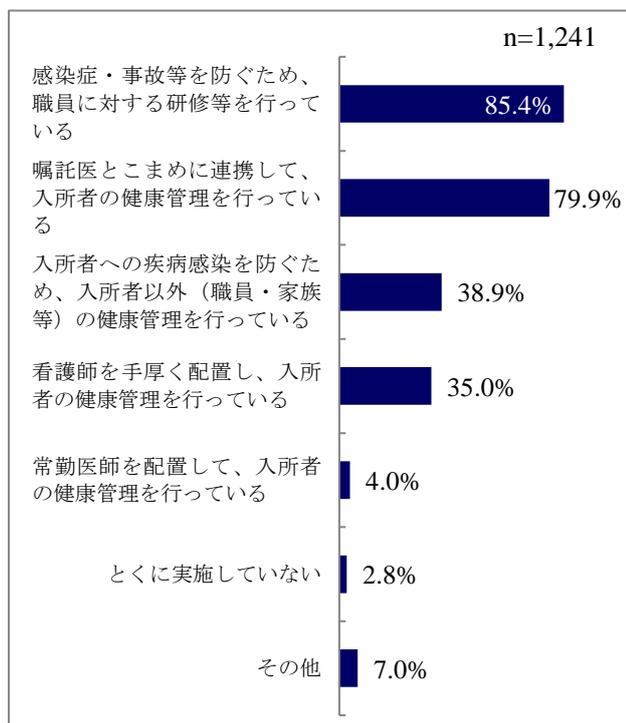
【多くの施設で、入院などによる一時的な空床を防止するための取組みを実施】

新規入所者を受け入れた後は、入院等による空床を防ぎ、高い利用率を維持することも重要となる。空床防止のための取組みでは、「感染症・事故等を防ぐため、職員に対する研修等を行っている」が85.4%ともっとも多く、次いで「嘱託医とこまめに連携して、入所者の健康管理を行っている」が79.9%となっており、多くの施設で空床を防止するための取組みが行われていた（図表24）。

平成30年度介護報酬改定の加算においても、入所者の機能訓練、栄養改善などがより手厚く評価されたことなどを踏まえると、今後、入所者の健康管理はより重要となってくるであろう。



(図表 24) 空床を防ぐために実施している
取組み（複数回答）



おわりに

今回の調査からは他施設との競合等を背景に待機者の減少が確認され、今後はさらに、新規入所者の受入れが厳しくなるであろうことが示唆された。

すでに、約半数の特養において、入所者受入れのために何かしらの取組みをしている一方で、受入れ体制の不足により待機者を入所に結び付けられないといった施設も存在していた。

待機者が減少傾向にあり、今後多様なニーズに対応する必要性のある特養においては、入所者受入れのための取組みや施設の受入れ体制強化を図っていく必要がある。

とくに、平成 30 年度介護報酬改定において医療ニーズへの対応に係る加算が新設されたことや、看取り介護加算がより手厚く評価されたことなどを踏まえ、特養における医療的ケアの提供体制などをより強化することで、空床を防ぐとともに、空床が発生した際にスムーズな入所に結び付ける体制を構築することが必要となってくるであろう。

特養の入所利用率の維持と安定的な経営を行うための資料として、本調査が少しでも役に立てば幸いである。

*本調査の詳細な結果については別途「平成 29 年度特別養護老人ホームの入所状況に関する調査」として取りまとめ、機構ホームページにて公表しています。

※本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、借入など何らかの行動を勧誘するものではありません

※本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、情報については、その完全性・正確性を保証するものではありません

※本資料における見解に関する部分については、著者の個人的所見であり、独立行政法人福祉医療機構の見解ではありません

《本件に関するお問合せ》

独立行政法人福祉医療機構

経営サポートセンター リサーチグループ

TEL : 03-3438-9932 FAX : 03-3438-0371